

## あまがさき観光応援団「amanomania（アマノマニア）」活動規約

### （目的）

第1条 あまがさき観光応援団「amanomania（アマノマニア）」（以下「マニア」という。）は、尼崎が好きな人、尼崎をもっと広めたい人、尼崎と関わりを持ちたい人などの尼崎市を応援したい人を対象とした登録制度（以下「本制度」という。）を構築し、登録者自らが尼崎の魅力を家族や友人、知人等多くの人に発信していくことで、尼崎との関係人口の拡大・結びつきの強化を目的としたものである。

また、登録者同士が互いに親睦と連携を深め、さらなる尼崎の魅力の発見と発信に繋げていくことを目指すものである。

### （登録資格）

第2条 マニアとして登録できるものは、前条の目的に賛同する次のものとする。

- (1) 尼崎市に愛着をもつ人
- (2) 尼崎市を応援したいという思いのある人

### （登録手続）

第3条 マニアとして登録を希望する者は、（以下「登録希望者」という。）は、WEBの専用申込フォーム及び事務局窓口での申込書の提出にて登録の手続きを行う。登録希望者は、登録の申請に当たり、次に掲げる事項に同意したものとする。

- (1) 事務局がマニアの住所、氏名、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「マニアの個人情報」という。）を名簿に登録すること。

- (2) 本制度の運営上必要な範囲において、事務局がマニアの個人情報を利用すること。

2 事務局は、登録の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めた登録希望者に対して、任命状及び任命証の発行を行う。

### （活動）

第4条 マニアは、第1条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) SNSや友人、知人等への口コミ等による尼崎の魅力発信
- (2) 尼崎の魅力の発見と発信に係る意見交換
- (3) その他本制度の目的達成に必要と思われる活動

### （禁止行為）

第5条 マニアの活動において次の行為を行ってはならない。

- (1) 本制度において与えられた任命状及び任命証を他人へ転売、貸与又は譲渡する行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為若しくは侵害する恐れのある行為
- (3) 他のマニア若しくは第三者を誹謗中傷する行為又は本制度の運営を妨げる行為
- (4) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他のマニア若しくは第三者に対して提供する行為

- (5) 本制度を活用した選挙運動、政治活動、宗教活動及びその他これらに類する行為
- (6) 事務局の承諾なく本制度に係るサービスの情報若しくは本制度で発信される情報を用いた営利も目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (7) その他法令等に違反する行為又はその恐れのある行為

(登録の取消し)

第6条 事務局は、マニアが次の各号のいずれかに該当するときは、事前に予告することなく登録を取り消すことができる。

- (1) マニアの登録情報に虚偽があったとき
- (2) 市及び市民の信頼を損なう行為があると認められるとき。
- (3) その他市に損害を及ぼす又はその可能性がある行為と事務局が判断したとき。

(事務局)

第7条 本制度については、一般社団法人あまがさき観光局が事務局を担う。

(規約の変更)

第8条 事務局は、本制度に係る本規約および諸規定について、登録者の承諾なしに変更できるものとし、変更後は直ちに全てのマニアに適用されるものとします。本規約を変更する場合、事務局はマニアに対して文章又はホームページにて通知を行う。

## 附 則

この規約は、令和7年7月1日から施行する。